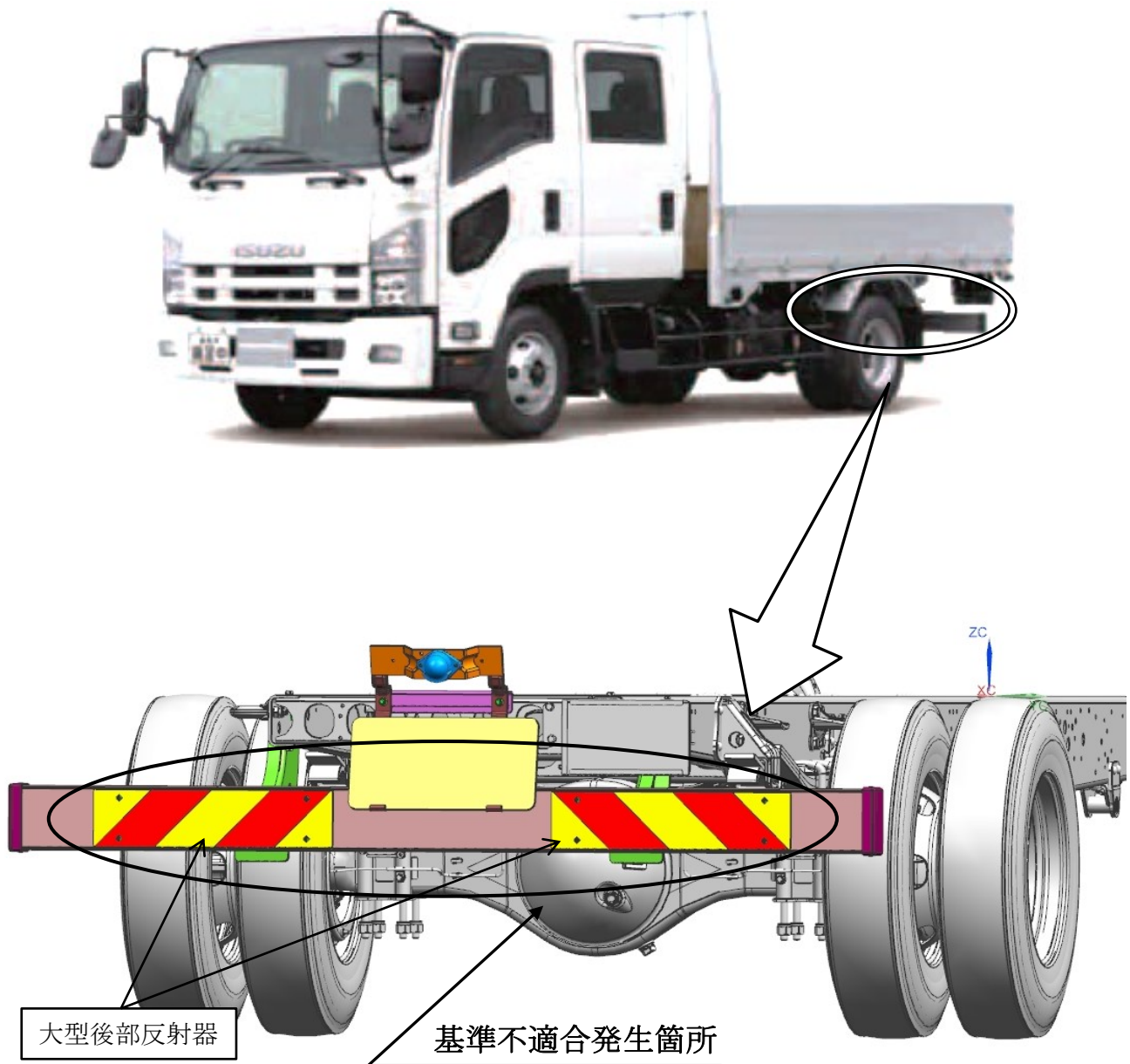


改善箇所説明図



中型教習車において、大型後部反射器の取り付け位置が不適切なため、当該反射器の幾何学的視認性が道路運送車両法の保安基準第38条の2（大型後部反射器）に適合しないおそれがある。

注： は、措置する内容、交換部品等を示す。

改善措置の内容

全車両、大型後部反射器が正規の位置に取付けられたリヤバンパー一式を交換する。

識別：改善済車両には助手席ドアストライカー付近に黄色ペイントを塗布する。